

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：青森県警察本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	84.9	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.1	%
全職員	84.2	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	88.7	%
本庁課長補佐相当職	88.3	%
本庁係長相当職	84.0	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	92.2	%
31～35年	86.3	%
26～30年	84.5	%
21～25年	83.0	%
16～20年	82.4	%
11～15年	84.1	%
6～10年	89.5	%
1～5年	95.0	%

【説明欄】

- 給与とは、所得税法第28条における給与所得（通勤手当（非課税分）等の実費経費や退職手当を除く。）をいい、扶養手当、時間外勤務手当等が含まれる。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員及び非常勤職員のことをいう。
- 役職段階は以下のとおりである。
 - ① 本庁部局長・次長相当職～警視のうち、首席参事官、参事官、警察学校長及び大規模警察署の署長の職にある者並びに総務室長及び参事
 - ② 本庁課長相当職～①以外の警視、総括副参事及び副参事
 - ③ 本庁課長補佐相当職～警部、総括主幹及び主幹
 - ④ 本庁係長相当職～警部補及び主査

○ 役職段階別のうち、「部局長・次長相当職」の女性職員は令和6年度において存在しないことから、男女の給与の差異欄を「－」としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。